

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	小 林 直 樹
加古川市監査委員	大 野 恭 平

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項及び加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

秘書室（秘書課）、企画部（企画広報課、行政経営課、財政課、デジタル改革推進課）、健康医療部（地域医療課、市民健康課、国民健康保険課、医療助成年金課）、消防本部（総務課、警防課、救急課、指令課、予防課、防災センター、中央消防署、東消防署）、行政委員会（農業委員会事務局）、中学校3校、小学校7校及び幼稚園4園において、令和5年度から6年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和6年8月16日から令和6年11月1日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。